

富山大学における 出産・育児・介護支援制度 一覧

(対象) 性別問わず
 女性
 男性

- 令和3年7月現在。国立大学法人富山大学規則集に基づき作成。
- 詳細については、必ず規則を確認の上、所属部局の事務担当者にご確認ください。
- 職員からの請求により制度が利用できます。

	雇用形態			給与		結婚 結婚の日の5日前から当該 結婚の日後6月を経過する まで	妊娠が 発覚した時	産前 (8週)	出産	産後 (8週)	産後	子1歳	子2歳	子3歳	小学校 就学前	小学校 入学
	常勤	契約 (*1)	パート (*2)	常勤	契約・ パート											
結婚・ 妊娠・ 出産・ 育児	○	-	-	有	-	結婚休暇 (連続する5日間)										
	○	○	○	有	無		妊産婦の業務免除・業務軽減 通勤緩和・休憩・保健指導・健康診査									
	○	○	○	有	無			産前休暇 (産前6週)(*3)	産後休暇 (産後8週)							
	○(*4)	○(*4)	○(*4)	無	無						女性の育児休業					
	○	-	-	有	-				配偶者の出産 休暇(2日間)							
	○	-	-	有	-				配偶者の育児休業 (産前6週(*3)～産後8週)(5日間)							
	○(*4)	○(*4)	○(*4)	無	無				男性の育児休業							
	○	○	○	有(*5)	有(*5)				育児部分休業(1日2時間以内)							
	○(*4)	-	-	有(*5)	-				育児短時間勤務							
	○	○	○(*6)	-	-			時間外・休日・深夜労働時間の制限								
	○	○	○(*6)	-	-			時間外・休日・深夜労働時間の免除								
	○	○	○	-	-			(*7)早出遅出労働								
	○	○	○	有	無				保育休暇(1日2回各30分以内)							
○	○	○	有	有				子の看護休暇(子1人 年5日、子2人以上 年10日)								

	雇用形態			給与		
	常勤	契約	パート	常勤	契約・ パート	
介護	○	○(*8)	○(*8)	無	無	介護休業
	○	○	○	有(*5)	有(*5)	介護部分休業
	○	○	○	有	有	介護休暇
	○	○	○(*6)	-	-	時間外・休日・深夜労働の制限又は免除
	○	○	○	-	-	早出遅出労働

- *1: 診療助手、医員、大学院医員、臨床研修医は契約職員と同様の扱い
- *2: 医員及び大学院医員のうち、週4勤務の者はパート職員と同様の扱い
- *3: 多胎妊娠の場合は14週
- *4: 期間を定めて雇用される職員は下記のいずれにも該当する場合、制度の利用が可能
 ①引き続き雇用された期間が1年以上であること
 ②子が1歳6か月に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること
- *5: 休みの分は、給与から減額
- *6: パートは時間外・休日・労働時間の制限・免除のみ
- *7: 産前の早出遅出労働については、「妊産婦への業務免除・業務軽減」の場合と同様の対応
- *8: 期間を定めて雇用される職員は下記のいずれにも該当する場合、制度の利用が可能
 ①引き続き雇用された期間が1年以上であること
 ②介護休業開始予定日から93日を経過する日(93日経過日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること